## 魚津市告示第110号

魚津市訪問型サービスA実施要綱の一部改正について 魚津市訪問型サービスA実施要綱(平成28年魚津市告示第25号)の一部 を次のように改正する。

令和元年10月17日

魚津市長 村椿 晃

別表を次のように改める。

## 別表 (第6条関係)

算定項目名	区分	算定単位	単位数
イ 訪問型サービ	1月に12回までの	1回につき	201単位
スA費I	サービス		
ロ 訪問型サービ	1月に13回を超え	1月につき	2,613単位
ス A 費 Ⅱ	るサービス		
ハー初回加算	初回	1月につき	200単位
二 介護職員処遇	(1) 介護職員	1月につき	所定単位×137
改善加算	処遇改善加算 (		/1,000
	I )		
	(2) 介護職員	1月につき	所定単位×100
	処遇改善加算 (		/1,000
	П)		
	(3) 介護職員	1月につき	所定単位×55
	処遇改善加算 (		/1,000
	Ⅲ )		
ホ 介護職員等特	(1) 介護職員	1月につき	所定単位×63
定処遇改善加算	等特定処遇改善		/1,000
	加算(I)		
	(2) 介護職員	1月につき	所 定 単 位 × 42
	等特定処遇改善		/1,000
	加算(Ⅱ)		

## 備考

- 1 イ及び口について、事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じること。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずること。
- 2 イ及び口について、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15

/100を乗じた単位を足すこと。

- 3 イ及び口について、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位を足すこと。
- 4 イ及び口について、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を 算定する場合は、所定単位数に 5 / 100を乗じた単位を足すこと。
- 5 二及びホにおける所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の 合計とすること。
- 6 ホの算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とすること。また、(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)の算定に当たっては、対象サービス事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(I)又は(Ⅱ)を算定していることを要件とすること。なお、(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)のいずれかの加算を算定している場合においては、その一方の加算は算定しないこと。
- 7 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域 等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護 職員等特定処遇改善加算は、支給限度額の算定に含めないこと。

附則

この告示は、公表の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。